

# 建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第184号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

# 川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 準用河川占用料の概要

### (1) 占用料の徴収

○都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について占用料を徴収することができる。(河川法第32条第1項)

○流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。  
(同法第32条第2項)

○準用河川については、この法律中二級河川に関する規定を準用する。  
(同法第100条第1項)

### (2) 占用料の算出方法

○道路占用料を準拠

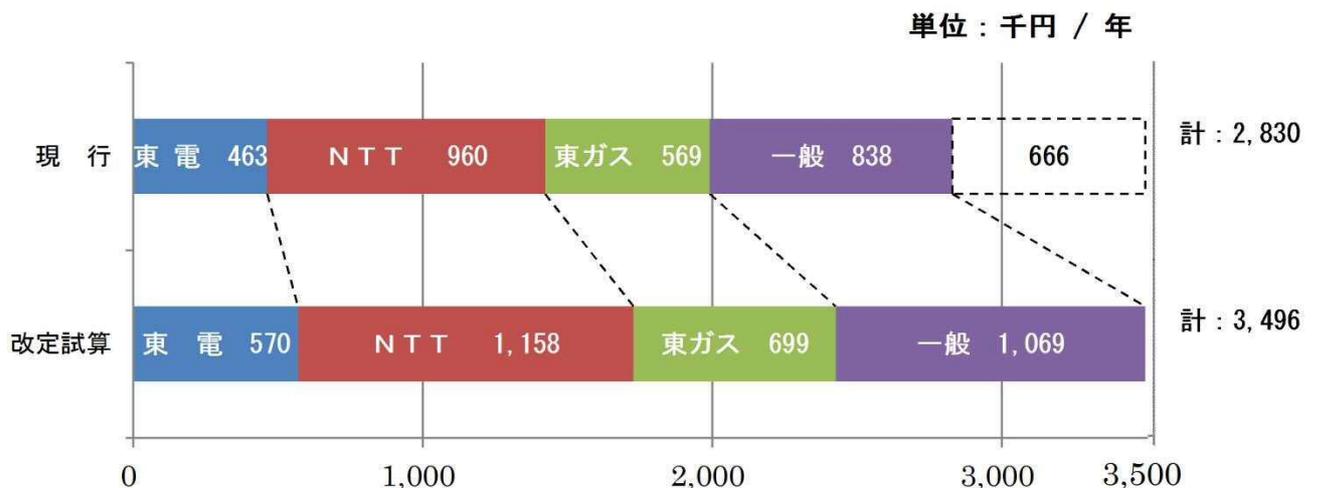
## 2 改定の理由

河川占用料の算定根拠として、土地占用料については「川崎市道路占用料徴収条例」(昭和30年4月1日施行)の道路占用料に準拠して定めている。

そのため、道路占用料徴収条例の改正に伴い、本条例に規定する占用料についても改定を行うものである。

なお、流水占用料については、横浜市とともに「神奈川県流水占用料等徴収条例」(平成12年4月1日施行)の流水占用料に準拠して定めており、今回改定は行わない。

## 3 改定による徴収見込額



※今回の改定により約67万円増の見込み

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				改正前			
○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年3月24日条例第29号				○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年3月24日条例第29号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	種別	単位	占用料		種別	単位	占用料
流水占用料	鉦工業その他の用に供するもの	占用許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円	流水占用料	鉦工業その他の用に供するもの	占用許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円
土地占用料	第1種電柱	1本につき1月	230円	土地占用料	第1種電柱	1本につき1月	182円
	第2種電柱		350円		第2種電柱		279円
	第3種電柱		470円		第3種電柱		377円
	第1種電話柱		200円		第1種電話柱		162円
	第2種電話柱		320円		第2種電話柱		260円
	第3種電話柱		440円		第3種電話柱		357円
	その他の柱類		20円		その他の柱類		16円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1月	2円		共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1月	2円
	地下電線その他地下に設ける線類		1円		地下電線その他地下に設ける線類		1円
	送電塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1月	400円		送電塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1月	325円
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	400円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	325円		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき1月	8円	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき1月	7円
			12円				10円

改正案				改正前			
		一トル以上0.1メートル未満のもの				一トル以上0.1メートル未満のもの	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>18円</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>15円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>24円</u>			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>19円</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>36円</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>29円</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>48円</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>39円</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>85円</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>68円</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>120円</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>97円</u>
		外径が1メー	<u>240円</u>			外径が1メー	<u>195円</u>

改正案				改正前				
		トル以上のもの				トル以上のもの		
	橋その他通路に供するもの		1 平方メートル		130円	橋その他通路に供するもの	1 平方メートル	100円
	工事のための仮設建築物及び臨時材料置場		1 平方メートルにつき 1 月		760円	工事のための仮設建築物及び臨時材料置場	1 平方メートルにつき 1 月	500円
	上記以外のもの		川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表の規定に準じて市長が定める。			上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表の規定に準じて市長が定める。	
備考				備考				
<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>				<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>				

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。